

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に
関する条例

制 定 昭和 50 年 10 月 30 日条例第 8 号
改 正 平成 6 年 3 月 1 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に關しては、この条例の定めるところによる。

(準用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に關する条例（昭和 39 年松山市条例第 5 号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 6 年 3 月 1 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。